

家づくりの後継者、建築のスペシャリストを養成

東京建築カレッジ

東京土建が設立運営する学校

入学・就職相談受付中

- 実習を中心に伝統技術を学ぶ
- 構造設計、コンピュータ-CADも学習
- 登校日、毎週金・土の2年制

応募資格 18歳以上、働きながら学ぶ意欲のある方
 入学金 10万円
 授業料 月額3万1千円
 雇用保険加入者は賃金助成制度適用

職業能力開発短期大学校 東京建築カレッジ
 東京都豊島区池袋1-8-6 ☎03-5950-1771

栗木さんの「厚生労働省の協力要請もありまして」の一言から、所長も快く迎えて下さり現場事務所にて懇談。内容は①新型コロナウイルス感染症対策②建設工事従事者の安全対策③建退共加入

安全衛生自主点検表を渡し、報告をお願いしました



全国安全週間 現場訪問行動

6月25日時々強く降る雨の中、2班に分かれ、最初の目的地「西が丘小学校新築現場」に向かう。アポなしで安全週間の準備期間に現場訪問をお願いする。

促進④入札契約の適正化⑤建設労働者の処遇改善などを中心に懇談を行いました。「コロナ対策はマスクと消毒による徹底。工、下請け会社の判断で違う現場に

月次支援金の申請がスタート

支部では制度学習と申請作業のサポートも

行っている人もいるだろう」との回答でした。午後梅雨の晴れ間に。再び同じメンバーで十条駅西口地区再開発事業現場に。訪問の趣旨を説明すると所長と安全担当の女性が対応。建設キャリアアップは全ての作業員が利用している、建退共も実施しているとの回答でした。最後に労基署からの安全衛生自主点検表をお渡しし、ご報告をお願いし退所。

他にJR北赤羽駅近くの元住宅展示場の赤羽北2丁目計画現場とJR

赤羽駅南口のホテル計画新築工事現場にも伺いました。2班に分かれ、東京土建のベストとヘルメットの格好で公共工事現場5か所を中心合計13現場を訪問する事ができました。

筆者は取材という形で同行しましたが現場訪問が初めての体験で、北PAL会長栗木さんの慣れた様子が頼もしかった。またどこかの活動に取材に伺う予定ですので、その際はよろしくおねがいします。

(教宣部三上伸行)

建設アスベスト 被害賠償給付金法案 可決成立!

6月2日、衆議院厚生労働委員会では、未提訴の建設アスベスト被害者に裁判和解額と同額の給付金を支給する「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給に関する法律案」を全会一致で可決。法案は翌日、衆議院本会議で可決され、6月9日に参議院本会議で可決成立しました。

本法律により3万人以上の未提訴被害者に給付金が



6月16日に開催された「建設アスベスト訴訟の全面解決を目指す全国総決起集会」

支給されることが確定しました。まさに建設アスベスト訴訟原告団と共に東京土建が掲げてきた、「被害を受けた人が裁判をしないでも救済される仕組み」が実現することとなりました。わずか3週間余りで法制定まで到達した前代未聞の前進です。来年4月より、独立行政法人「労働者安全機構」に申請すれば給付金を受け取れるようになります。

建設メーカーの責任を追究する運動は、大衆的な運動を前進させていくことを基本に与党との継続協議と共に野党との懇談、調整をしながら建材メーカーの責任についての具体化を図ります。また並行して建材メーカーとの直接交渉を進めていきます。

(書記・石島淳)



6月におこなった月次支援金学習会 参加者は15名、その後個別相談を受けています

員の窮状を訴えるため、中小企業庁への要請行動をおこない、その結果、建築事業者も「一時支援金」の対象であることが明確になりました。

昨年、東京土建ではコロナ禍による組合員の仕事減少や生活困難に對して、相談活動を展開してきました。今年になり、1月からの緊急事態宣言の影響緩和策として打ち出された「一時支援金」は当初、飲食関係の事業者のみが対象になると思われていました。しかし、今年3月に東京土建と他の建設組合で、組合

学習会を開催、本支部より山本専従常任を講師として招き、制度の内容などについて解説頂きました。また7月5日から9日にかけて個別相談を行い申請作業のサポートをおこなっています。

しかしまだ制度の周知が徹底されていない状態ですので、再度学習会の開催をおこないます。同時に新制度の東京独自の支援金についても学べるようにします。

第2回・月次支援金 東京都中小企業等月次支援金 学習会

国の月次支援金への上乗せ、国の月次支援金の対象とならない30%~50%未満の売上げ減少を対象にした、東京都独自の月次支援金がスタートします。国の月次支援金と合わせて改めて学習会を開催します。

- ◆日時 7月28日(水) 19時~
- ◆北支部事務所3階

